

せり売り公告

次のとおり、せり売りに付します。

令和8年10月13日（火）

分任契約担当官

宮内庁御料牧場長 葛谷 好弘

1 せり売り概要

(1) せり売り物品 めん羊

(2) 予定数量 めん羊34頭

※せり売り日までに、上場家畜の斃死等により売り払い頭数変更の可能性有り。

(3) せり売り物品の特質等 動物の売払名簿のとおり。

(4) せり売り方法

せり売り参加者（以下「参加者」という。）は、消費税10%を含まない金額で買受申込みするものとする。

(5) せり落人の決定

予定価格に達した最高金額を、せり売り人が3回呼びあげ当該金額を超える買受申込みが無い場合には、最後のせり上げを行った参加者がせり落人とする。

(6) 代金の決済

消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、せり落金額に消費税10%を加算した金額をもって売渡価格とする。

2 せり売り参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) せり売り参加者の心得及び動物の売払名簿（以下「せり売り参加者の心得等」という。）の交付を受け、せり売り参加届を提出した者であること。

3 せり売り手続等

(1) 担当係 〒329-1224

栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢6020

宮内庁御料牧場庶務課管理係

電話 028-333-5022

(2) せり売り参加者の心得等の交付期間及び交付場所等

ア 交付期間

令和8年10月13日(火)から令和8年11月4日(水)までの毎日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)、午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所 担当係(上記3(1))

ウ 交付方法 せり売り参加者の心得等の交付を受けようとする者は、下記のとおりとする。

- a. 事前に、せり売り参加の旨を担当係(上記3(1))に連絡し、せり売り参加者の心得等の交付を受ける。
- b. 資料はすべて貸与とし、その目的がなくなったときには、交付場所へ返却すること。

(3) せり売りの日時及び場所

ア 期 日 令和8年11月12日(木)

イ 受付時間 午前8時00分から午前8時30分

ウ 開始時間 午前9時00分

エ 場 所 宮内庁御料牧場内

ただし、家畜伝染病等の発生状況により延期、または中止する場合有り。

4 せり売り参加者に求められる義務

(1) このせり売りに参加を希望する者は、交付するせり売り参加者の心得等に基づき、せり売り参加届を令和8年11月9日(月)午後5時までに担当係(上記3(1))に提出する。

(2) せり売り参加届の提出方法は、持参、郵送(書留郵便)、託送(書留郵便と同等のもの)とする。

5 その他

詳細はせり売り参加者の心得等による。